

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

一

## 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の予定(三件)

(同)

二

○保安林の指定施業要件の変更(二件)

(同)

三

○道路の区域変更

(道路課)

四

○道路の供用開始

(同)

四

## 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

(同)

四

## 収用委員会

○一般国道三百九十八号雄勝1号事件審理の開催

(同)

五

○一般国道三百九十八号雄勝1号事件公示による通知

(同)

五

## 規 則

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十日

○宮城県規則第八十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則  
心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年宮城県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

平成 年 月 日 を

令和 年 月 日 に

「昭和 年 月 日」を「昭和 年 月 日」に  
「昭和 年 月 日」を「昭和 年 月 日」に

「①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 ⑤令和」を「①大正 ②昭和 ③平成 ④令和」に  
「昭和 年 月 日」を「昭和 年 月 日」に

「平成22年4月」を「令和元年5月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の心身障害者扶養共済条例施行規則の規定による様式第二号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の心身障害者扶養共済条例施行規則の規定によるものとみなす。

## 告 示

○宮城県告示第九百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇三〇〇三五四	事業所の名称及び所在地 チョコしおがま塩竈市清水沢四丁目十五番一	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 有限会社大裕	指定年月日 令和元年十二月一日
---------------------	-------------------------------------	---------------------------	----------------	--------------------

○宮城県告示第九百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 二頭

四 発生場所又は区域

大崎市

五 発生年月日

令和元年十一月二十八日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字小浜四九の二、四九の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字北上沢三三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字地志貝二二五の二二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字日蔵第二 三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

- 一 道路の種類 県道  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 道路名 利府停車場総合運動公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
	宮城県利府町澤乙字高島前二五番三地先から 同郡同町澤乙字高島前二五番一地先まで	二二・五	二三・八	二二・二	二五・五	七二・三	七二・三

○宮城県告示第九百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浦の浜四七番一地先から 同市浦の浜一五二番五地先まで	令和元年 十二月十日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和元年十二月十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

- 一 日時 令和元年十二月十八日 午後一時三十分
- 二 場所 教育委員会会議室
- 三 事件
- 第一号議案 令和三年度宮城県立高等学校入学選抜方針について
- 第二号議案 令和元年台風第十九号に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の

特例に関する規則の制定について

第三号議案 指定管理者の指定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二二二一三六二一）

### 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第24号

宮城県起業の一般国道398号改築工事（雄勝道路・宮城県石巻市雄勝町雄勝字唐桑地内から同市雄勝町雄勝字寺地内まで）に係る土地収用事件（一般国道398号雄勝1号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和元年12月10日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日時 令和2年2月14日（金）午後2時から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第25号

一般国道398号雄勝1号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和元年12月10日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

令和元年12月10日付け宮収第34号 審理の開催についての通知

2 通知を受けるべき者

(七) 杉山清子の相続人 住所及び常居所不明